

学童クラブ

共働きやひとり親世帯の増加等を背景に学童クラブに対するニーズが高まるなか、学童クラブでは大規模化が進行するとともに、待機児童が増加している。都は、今後、区市町村と連携し、適切な助言や補助などの支援を通じて、サービス水準の向上とともに、学童クラブの設置を促進し大規模な学童クラブの適正規模への移行と待機児童の解消に努めていく必要がある。

1 学童クラブの現状

(1) 学童クラブとは

学童クラブは、保護者が昼間家庭にいない小学校1～3年の児童に、適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業である。「学童クラブ」のほか、「学童保育」「放課後児童クラブ」など、様々な名称で呼ばれている。

学童クラブは、区市町村による公設公営、指定管理者制度等を活用した公設民営、社会福祉法人等による民設民営の3形態があり、主に学校の余裕教室、学校敷地内の専用施設、児童館等の公的施設などで運営されている。

(2) 大規模化する学童クラブ

厚生労働省の平成16年度全国家庭児童調査によると、父母が同居する世帯のうち、共働き世帯は平成6年の49.1%から16年には54.3%へと増加している(図1)。また、ひとり親世帯も、平成6年の5.4%から16年には8.1%に増加している(図2)。

こうした状況の中で学童クラブのニーズが高まっており、全国の学童クラブ数は平成15年の13,698か所から19年の16,685か所へと約22%、東京都においても1,310か所から1,437か所へと約10%増加している(図3)。

この間の登録児童数を見ると、全国では540,595人から749,478人へと約39%、東京都でも62,749人から79,995人へと約27%の増加で(図4)、いずれ

図1：父母が同居する世帯の就労状況(単位：%)

	平成6年	11年	16年
共働き	49.1	51.6	54.3
片働き	49.4	48.1	44.3

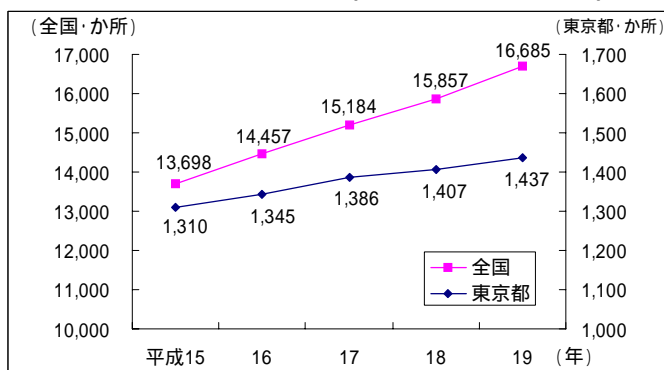
出所：厚生労働省平成16年度全国家庭児童調査より作成

図2：ひとり親世帯の状況 (単位：%)

	平成6年	11年	16年
父がいない	4.5	5.2	6.9
母がいない	0.9	1.1	1.2
合計	5.4	6.3	8.1

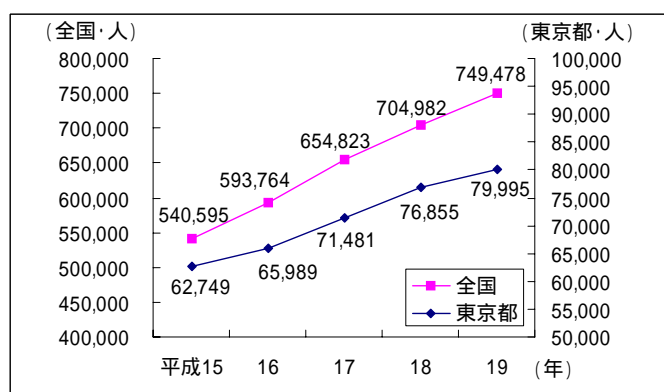
出所：厚生労働省平成16年度全国家庭児童調査より作成

図3：学童クラブ数の推移(各年5月1日現在)



出所：厚生労働省・福祉保健局資料より作成

図4：登録児童数の推移(各年5月1日現在)



出所：厚生労働省・福祉保健局資料より作成

も学童クラブ数の増加率を上回っている。

この結果、学童クラブでは大規模化が進んでおり、平成 19 年 5 月現在、71 人以上の大規模な学童クラブは全国で約 15%（図 5）、東京都では約 21%を占める状況にある。

また、19 年 5 月現在の待機児童数は、全国で 14,029 人、東京都で 2,231 人となっている。

図 5：学童クラブの規模別の状況（全国）（単位：か所）

規模	平成 15 年	19 年
9 人以下	619(4.5%)	586(3.5%)
10～19 人	1,755(12.8%)	1,992(11.9%)
20～35 人	4,546(33.2%)	4,359(26.1%)
36～70 人	5,751(42.0%)	7,300(43.8%)
71 人以上	1,027(7.5%)	2,448(14.7%)
計	13,698(100%)	16,685(100%)

出所：厚生労働省資料より作成

2 国の取組

(1) 放課後児童クラブガイドラインの策定

厚生労働省は、「放課後児童健全育成事業実施要綱」を定め、学童クラブの設置・運営に対する補助を行ってきたが、運営に関しては地域の実情に応じて多様な形で実施すべきとの考えから、これまで具体的な指針を設けてこなかった。

しかし、登録児童数増加による大規模化の進行などの状況を受け、学童クラブの質の向上を図る観点から、平成 19 年 10 月、「放課後児童クラブガイドライン」を策定した。このガイドラインは、運営に当たっての基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものである。

放課後児童クラブガイドラインの概要

対象児童	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校 1～3 年生を対象とする。 特別支援学校の小学部の児童や、小学校 4 年生以上で健全育成上指導を要する児童を加えることができる。
規模	<ul style="list-style-type: none"> クラブにおける集団の規模は、40 人程度までとすることが望ましい。 1 クラブの規模は、最大 70 人までとすること。
開所日・開所時間	<ul style="list-style-type: none"> 開所日、開所時間は、保護者の就労状況等を考慮して設定すること。 土曜日、長期休業期間、学校休業日等は、8 時間以上開所すること。 新 1 年生は、保育所との連続を考慮し 4 月 1 日より受け入れること。
施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> 児童が生活するスペースは、1 人あたり概ね 1.65 m²以上の面積を確保することが望ましい。
職員体制	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童指導員を配置する（保育士資格などを有する者が望ましい）。
放課後児童指導員の役割	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの人権の尊重、体罰等の禁止、保護者との信頼関係の構築、プライバシーの保護などに留意のうえ、子どもの健康管理、安全の確保、情緒の安定、自主性の涵養などを図る。 家庭との日常的な連絡、情報交換を行う。 児童虐待の早期発見に努め、必要に応じ児童相談所等との連携を図る。

厚生労働省では、児童数が 71 人以上の学童クラブについて、3 年間の経過措置後、平成 22 年度から国庫補助対象外とし、規模の適正化（分割等）の促進を図ることとしている。

出所：厚生労働省資料より作成

(2) 放課後子どもプランの創設

厚生労働省が所管する学童クラブとは別に、文部科学省では、平成 16 年から 18 年まで、退職教員など地域の教育力を活用して、学校の校庭や教室等にすべての子どもを対象とした活動拠点を整備する「地域子ども教室推進事業」を実施してきた。19 年度から新たに「放課後子ども教室推進事業」として実施するにあたり、両省が連携し、学童クラブと放課後子ども教室を一体的あるいは連携して（ ）実施する総合的な放課後対策事業「放課後子どもプラン」を創設した。

「一体的」...両事業を同一建物内で実施、「連携」...両事業を離れた場所で実施

「放課後子どもプラン」では、21 年度までに全国 20,000 か所の小学校区での学童クラブ及び放課後子ども教室の実施を目指し、区市町村への運営委員会の設置や、事業間の調整等を行うコーディネーターの配置などを行うこととしている。

(参考) 学童クラブと放課後子ども教室の比較

	学童クラブ(厚生労働省)	放課後子ども教室(文部科学省)
目的	保護者が昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	子どもの安全・安心な活動拠点を設け、スポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を推進する。
対象児童	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校 1~3 年生	すべての小学生
開設日数	最低 250 日(月曜日から金曜日)	区市町村により異なる(週 1 日も可)
開設時間	区市町村により異なる(概ね 18 時まで)	区市町村により異なる(16~17 時までが多い)
設置場所	学校内、児童館など	基本的に学校内(余裕教室・校庭)
指導員	保育士・教員などの有資格者等	地域のボランティア(退職教員、大学生等)

出所：厚生労働省・福祉保健局資料より作成

世田谷区の取組(新 BOP)

世田谷区では、子どもたちの幅広い遊びや異年齢児交流の促進を図るため、独自の取組として、平成 7 年度から小学校全学年の希望者を対象とし、学校内で自主的な遊びの場や参加児童全員によるイベントなどを実施する「BOP(ポップ: Base of Playing: 遊びの基地)」を運営してきた。

平成 11 年度からは、従来の「BOP」を基礎として、学童クラブ機能を併せ持った新たな仕組み「新 BOP」を段階的に導入しており、平成 17 年 4 月からは、区立小学校全 64 校で新 BOP を実施している。BOP と学童クラブの両方に登録し参加している子どもたちも見られる。



室内での様子



校庭での様子

出所：世田谷区ホームページ

3 都の取組

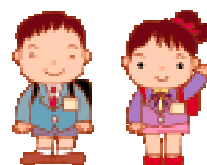
(1) 学童クラブ事業ガイドラインの策定

都は、昭和 38 年度から国に先駆けて区市町村への補助を開始し、また 40 年には事業運営等に関する実施要綱を制定するなど、学童クラブに関する積極的な取組を行ってきた。平成 18 年 7 月には、学童クラブの望ましいサービス水準を示した「学童クラブ事業ガイドライン」を策定し、各区市町村に配布した。このガイドラインはチェックリスト形式となっており、運営・管理者や職員（放課後児童指導員）が各項目についてチェックポイントを参考にしながら自己点検を行うことで問題点や改善点を明らかにし、学童クラブのサービス向上につなげることを目指している。

「学童クラブ事業ガイドライン」の概要

運営・管理者の項目例（全 14 項目）

- ・学童クラブの理念や基本方針を明らかにし、職員や保護者等に通知している。
（チェックポイント：職員や保護者の理解を深めるために説明、資料の配布を行っている など）
- ・子どもの安全確保のための体制が整備されている。
（チェックポイント：発生した事故や事故につながりそうな事例などをもとに、再発防止・予防対策を策定している など）



職員の項目例（全 15 項目）

- ・子どもや保護者に対して、学童クラブに関する情報を提供している。
（チェックポイント：子どもや保護者の問い合わせや見学の要望があった場合には、個別の状況に合わせて対応している など）
- ・学童クラブでの生活が、子どもにとって楽しく快適になるような工夫をしている。
（チェックポイント：遊具や図書などを備え、誕生会や季節の行事の開催など、子どもが学童クラブの生活を楽しめる工夫をしている など）

出所：福祉保健局資料より作成

(2) 東京都放課後子どもプラン実施要綱の制定

国の「放課後子どもプラン」創設を受け、都は平成 19 年 4 月にプランの推進に向けた都や区市町村の体制・役割等を定めた「東京都放課後子どもプラン実施要綱」を制定した。プランの実施主体となる区市町村の円滑な取組が図られるよう、都は新たに行政、学校、福祉等の関係者や学識経験者で構成する推進委員会を設置し、実施方針、安全管理方策、指導員研修の企画など、総合的な検討を進めていくこととしている。

(3) 適正規模への移行の促進等に向けた取組

福祉保健局では平成 19 年 7 月、各区市町村に対して大規模な学童クラブや待機児童の状況等に関する実態調査を実施し、ヒアリングを行った。今後、調査等の結果を踏まえ、適正規模への移行等に向けた取組を進めていく予定である。

4 今後の課題

共働きやひとり親世帯の増加等に伴い、学童クラブに対するニーズは今後ますます高まるものと考えられる。一方、国においては、質の向上を図る観点から、71 人以上の大規模な学童クラブについて、3 年間の経過措置後、平成 22 年度から補助の対象外とすることとしている。都は、国に先駆けた補助の実施やガイドラインの策定など積極的な取組を行ってきたが、今後は、区市町村と連携し、適切な助言や補助などの支援を通じて、サービス水準の向上とともに、学童クラブの設置を促進し大規模な学童クラブの適正規模への移行と待機児童の解消に努めていく必要がある。